

平成二十一年四月二十日提出
質問 第三二六号

政府代表が政府見解と異なる北方領土問題の解決方法について言及したとする新聞報道に対する政府の対応等に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

政府代表が政府見解と異なる北方領土問題の解決方法について言及したとする新聞報道に対する政府の対応等に関する質問主意書

本年四月十七日の毎日新聞に、谷内正太郎政府代表が毎日新聞社のインタビューを受け、北方領土問題につき、「三島と択捉一部でも」と、谷内代表として、齒舞、色丹、国後、択捉の我が国への帰属を確認し、ロシアとの平和条約を締結するという従来の政府方針と異なり、北方四島の面積を折半するという方法をもって、同問題の最終的解決を目指すべきという見解を示したと報じた記事（以下、「毎日記事」という。）が掲載されている。右について、谷内代表は毎日新聞社に対して、「毎日記事」にある様な、北方四島の面積分割をもって最終的な北方領土問題の解決とすべきという趣旨の発言はしていないと反論し、「毎日記事」はねつ造である旨発言している（同日付産経新聞報道）。右を踏まえ、質問する。

一 谷内代表は「毎日記事」にある取材をいつ毎日新聞社から受けたか、その具体的日にちを明らかにされたい。

二 外務省として、谷内代表が一の取材を受けたことをいつ知ったか、その具体的日にちを明らかにされたか。

三 本年四月二十日の衆議院決算行政監視委員会第一分科会において、中曾根弘文外務大臣は、同月十七日、谷崎泰明外務省欧州局長が谷内代表本人に対して、「毎日記事」にある谷内代表の発言の真意につき、電話で確認を行っていることを明らかにしている。谷崎局長が谷内代表に対して電話で確認を行った際、谷内代表は谷崎局長に対して具体的にどの様な回答をしたのか説明されたい。

四 三の分科会において中曾根大臣は、「毎日記事」にある谷内代表の発言について、谷内代表が米国ワシントンから帰国してから、改めて本人と面会し、確認をする意向である旨述べている。「毎日記事」にある谷内代表の発言は、我が国の国家主権に関わる極めて重大な発言であると考えるところ、「毎日記事」を承知した時点で、中曾根大臣として、谷崎局長に確認させるのではなく、すぐに自ら谷内代表に対して確認をすべきではなかったのか。その様にせず、「毎日記事」が掲載されてからしばらく経過した後確認を行うというのは、中曾根大臣として、「毎日記事」にある谷内代表の発言が我が国の国家主権並びに国益に重大な影響を及ぼすということを十分に認識していないことを示すのではないか。中曾根大臣の見解如何。

五 毎日新聞社は、本年四月十七日、産経新聞社の問い合わせに対して、「（毎日新聞に）書かれている記

事がすべてです。谷内正太郎氏の発言に基づくものであり、捏造との指摘は当たりません」とのコメントを社長室より出している。前文で触れた産経新聞記事や三の確認に対する回答等、「毎日記事」にある内容の発言をしていないとする谷内代表の弁解は、真実を述べたものであると外務省は認識しているか。

六 五で、谷内代表の弁解が真実を述べたものであると外務省として認識しているのなら、「毎日記事」の方がウソを言っていることになる。外務省として、「毎日記事」は誤報であると認識しているか。明確な答弁を求める。

七 外務省として、「毎日記事」を掲載した毎日新聞社に対して、どのような対応を行っているか。記事の訂正を求める等、明確な抗議を行っているか。

八 七で、行っていないのなら、それはなぜか。

九 三の分科会において中曽根大臣は、「毎日記事」にある谷内代表の発言に関し、毎日新聞社には谷内代表の説明とともに、北方領土問題についての政府の立場を伝えてある旨述べていたが、こと国家主権に関わる問題については、「立場を伝える」という手段では不十分であり、明確な抗議をして、それが正しくない旨、訂正することを強く求める必要があると考える。麻生太郎内閣総理大臣の見解を示されたい。

十 今回の件は、谷内代表と毎日新聞社のどちらかがウソをついていることになるが、谷内代表、ひいては外務省の側がウソをついていることが明らかになった場合、外務省として、谷内代表はじめウソをついた者にどのような処置をとる考えでいるか。

右質問する。